

令和元年 12 月市議会定例会提出案件

提出案件 24 件	議案 24 件	予算案件 11 件
		条例案件 9 件
		単行案件 4 件

I 予算案件

- 1 令和元年度会津若松市一般会計補正予算（第 4 号）
- 2 令和元年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和元年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 4 令和元年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 令和元年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 令和元年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 令和元年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 8 令和元年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 9 令和元年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 10 令和元年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 11 令和元年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

II 条例案件

- 1 会津若松市特別会計条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例
- 5 会津若松市簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する日を定める条例
- 6 会津若松市簡易水道事業の設置等に関する条例
- 7 会津若松市下水道事業に地方公営企業法の規定を適用する日を定める条例
- 8 会津若松市下水道事業への地方公営企業法の適用等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 9 会津若松市上下水道事業経営審議会条例

Ⅲ 単行案件

- 1 行仁小学校校舎新築工事請負契約の一部変更について
- 2 行仁小学校屋内運動場新築工事請負契約の一部変更について
- 3 会津若松市河東農村環境改善センターの指定管理者の指定について
- 4 会津若松市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について

II 条例案件

1 会津若松市特別会計条例の一部を改正する条例

この案件は、本市の簡易水道事業、下水道事業等の公営企業会計への移行に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

以下の特別会計を廃止することとした。

- ア 会津若松市湊町簡易水道事業特別会計
- イ 会津若松市西田面簡易水道事業特別会計
- ウ 会津若松市下水道事業特別会計
- エ 会津若松市農業集落排水事業特別会計
- オ 会津若松市個別生活排水事業特別会計

(2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。
- ② 特別会計を廃止する際、当該特別会計に属する債権債務及び歳計剰余金は、新たな公営企業会計に承継することとした。

2 会津若松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、会計年度任用職員の育児休業の取得等について必要な事項を定めるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 会計年度任用職員のうち一定の要件を満たす者について、育児休業を取得できることとした。
- ② 任期付短時間勤務職員のうち一定の要件を満たす者について、育児休業を取得できることとした。
- ③ 児童福祉法に規定する養育里親である職員が、その委託されている児童に係る育児休業を取得できることとした。
- ④ 再度の育児休業を取得できる場合として、以下の事情を加えることとした。
 - ア 育児休業をしている職員が、当該育児休業に係る子と別居することとなった場合又は特別養子縁組が確定しなかった場合若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置が解除された場合において、当該育児休業に係る子以外の子について育児休業をする場合
 - イ 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまでの子を養育するため又は 1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの子を養育するために育児休業をしようとする会計年度任用職員が一定の要件を満たす場合
 - ウ 育児休業を取得している会計年度任用職員について、任期の更新等により引き続き特定職に採用されることとなった場合において、当該引き続き採用される日を初日とする育児休業をしようとする場合
- ⑤ 部分休業ができない職員について定めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(1)の③及び④のアは、公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

3 会津若松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、企画副参事の職名の変更に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

等級別基準職務表に掲げる職務のうち「企画副参事」の職名を「副部長」とすることとした。

(2) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

4 会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、小金井第二こどもクラブを移設するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

小金井第二こどもクラブの位置を「門田町大字日吉字丑淵 29 番地の 1」から「館脇町 4 番 5 号」に変更することとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 事業の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとした。

5 会津若松市簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する日を定める条例

この案件は、本市の簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する日を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

本市の簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用する日を、令和 2 年 4 月 1 日とすることとした。

(2) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

6 会津若松市簡易水道事業の設置等に関する条例

この案件は、本市の簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することに伴い、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 本市の簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用することとした。
- ② 本市の簡易水道事業の経営の基本、事務処理等について必要な事項を定めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。
- ② 簡易水道事業の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとした。
- ③ 会津若松市水道施設設置条例は、廃止することとした。

7 会津若松市下水道事業に地方公営企業法の規定を適用する日を定める条例

この案件は、本市の下水道事業に地方公営企業法の規定を適用する日を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

本市の下水道事業に地方公営企業法の規定を適用する日を、令和2年4月1日とすることとした。

(2) 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

8 会津若松市下水道事業への地方公営企業法の適用等に伴う関係条例の整備に関する条例

この案件は、本市の下水道事業に地方公営企業法の規定を適用すること等に伴い、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

① 次の条例について、本市の下水道事業に地方公営企業法の規定を適用すること及び機構改革に伴い、条文の整理を行うこととした。

ア 会津若松市職員の退職手当に関する条例

イ 会津若松市水道事業給水条例

ウ 会津若松市特別職報酬等審議会条例

エ 会津若松市職員等の旅費に関する条例

オ 会津若松市水道事業管理者の給与に関する条例

カ 会津若松市水道事業の設置等に関する条例

キ 会津若松市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

ク 会津都市計画会津若松下水道事業受益者負担に関する条例

ケ 会津若松市下水道条例

コ 会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会条例

サ 会津若松市農業集落排水事業分担金条例

シ 会津若松市農業集落排水処理施設条例

ス 会津若松市個別生活排水事業条例

セ 会津若松市情報公開条例

ソ 会津若松市個人情報保護条例

タ 会津若松市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

チ 会津若松市公共下水道施設の構造及び維持管理の基準に関する条例

ツ 会津若松市自治基本条例

テ 会津若松市水道部会計年度任用職員の給与に関する条例

② 会津若松市水道事業給水条例の一部改正

ア 水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の更新に係る手数料を徴収することとした。

イ その他、必要な条文の整理を行うこととした。

③ 会津若松市水道事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 本市の下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することとした。

イ 本市の下水道事業の経営の基本、組織等について必要な事項を定めることとした。

④ 会津若松市下水道条例の一部改正

ア 成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、公認業者の指定に関し、必要な条文の整理を行うこととした。

イ その他、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。ただし、(1)の②及び④は、公布の日から施行することとした。
- ② 下水道事業の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができることとした。

9 会津若松市上下水道事業経営審議会条例

この案件は、本市の上下水道事業を適切かつ円滑に運営するための組織として会津若松市上下水道事業経営審議会を設置するため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 会津若松市上下水道事業経営審議会は、市長が委嘱する委員12人以内で組織することとした。
- ② 委員の任期は2年とすることとした。
- ③ 会津若松市上下水道事業経営審議会に会長及び副会長を置くこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和2年4月1日から施行することとした。
- ② 会津若松市下水道等運営審議会条例及び会津若松市水道事業経営審議会条例は、廃止することとした。

Ⅲ 単行案件

1 行仁小学校校舎新築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た行仁小学校校舎新築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

- (1) 工事名
行仁小学校校舎新築工事

- (2) 契約金額
変更前 1,407,615,000 円
変更後 1,401,440,700 円

2 行仁小学校屋内運動場新築工事請負契約の一部変更について

この案件は、さきに議決を経た行仁小学校屋内運動場新築工事請負契約について、その一部を変更しようとするものです。

- (1) 工事名
行仁小学校屋内運動場新築工事

- (2) 契約金額
変更前 646,833,000 円
変更後 645,488,800 円

3 会津若松市河東農村環境改善センターの指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市河東農村環境改善センターの管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市河東農村環境改善センター
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市門田町大字御山字村上 164 番地
一般財団法人会津若松市公園緑地協会
- (3) 指定する期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 会津若松市公設地方卸売市場の指定管理者の指定について

この案件は、会津若松市公設地方卸売市場の管理を行う指定管理者を指定するため、所要の措置を講じようとするものです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
会津若松市公設地方卸売市場
- (2) 指定管理者に指定する団体
会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森東 470 番地
一般社団法人会津若松市公設地方卸売市場協会
- (3) 指定する期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで